

自由民主党政務調査会会長代理
参議院議員・薬剤師
藤井もとゆき

改正薬機法の施行

新型コロナウイルス感染症は、一時の再拡大からは下降傾向にありますが、未だ収束の目途は立っていません。3密を避けるなど新たな生活様式に取り組むことが、引き続き重要となっています。

さて、昨年12月4日に公布された改正薬機法は9月1日、薬剤師が調剤時に限らず、必要に応じて薬剤の使用状況の把握や服薬指導することの義務、テレビ電話等によるオンライン服薬指導の実施等の規定が施行されました。

オンライン服薬指導の実施にあたっては、対面で服薬指導又は患者宅で対面服薬指導を行ったことのある患者であって、オンライン診療又は訪問診療による処方箋に基づき調剤するものに限定されます。また、服薬指導は映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら行う必要があります。

今般の新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、感染防止を目的とした時限的・特例的なオンライン・電話等による服薬指導の実施の取扱いとは異なる点もあります。患者さんが戸惑うことのないよう、服薬指導の現場での丁寧な説明も必要になるものと思われま

す。この他、医療上特に必要性の高い医薬品等を対象とする「先駆け審査指定制度」や患者数が少ない等により短期間での臨床試験実施が困難な医薬品等を対象とする「条件付き早期承認制」等、新たな審査制度についても施行されました。優れた医薬品が早く患者さんの元に提供され、安心して使用できる環境がより整うものと期待されます。

自民党は安倍総理の辞意表明を受け、後継者選を進めています。9月14日に自民党総裁が選ばれ、16日には国会での首班指名が行われます。新総理・総裁のもと、喫緊の政治課題に全力で取り組んで参ります。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>